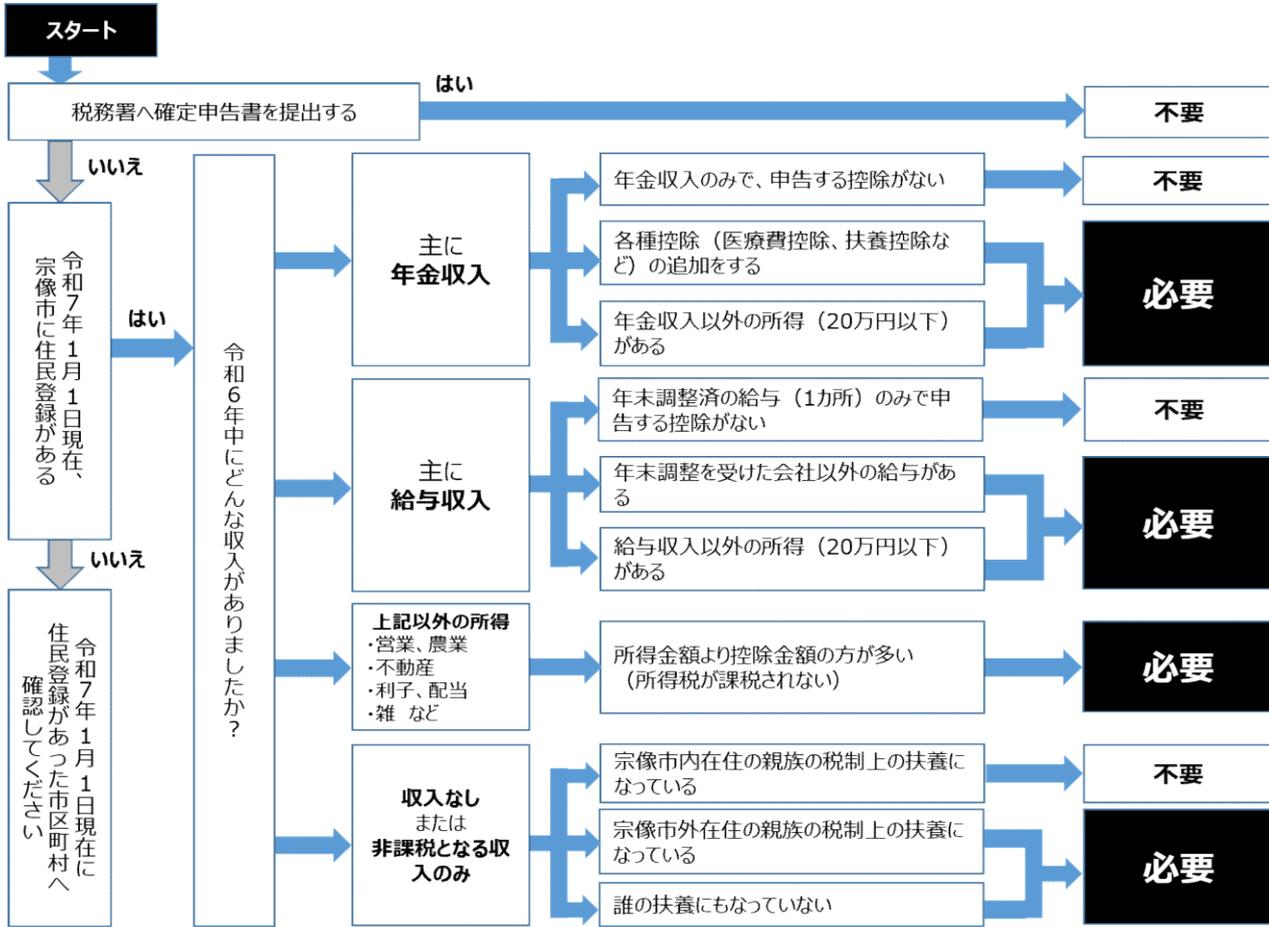


# 令和7年度 市民税県民税 申告の手引き

●提出期限:令和7年3月17日(月)まで

## 1. 申告要否のフローチャート



【令和6年中の収入がない方または非課税の収入のみの方でも、以下の理由に該当する方は申告をお願いします】

- ・児童手当や保育園の入園等の各種手続きにおいて所得証明書や課税証明書等が必要な方
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険加入世帯の世帯主の方や、介護保険(第1号被保険者)に加入の方

### 必ずお読みください

#### ①給与所得がある方

勤務先から宗像市へ給与支払報告書を提出いただいている方は、市民税県民税の申告は不要です。ただし、以下ア～エに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。(申告すれば還付される方を除く)

- ア 令和6年の途中で退職・転職し、年末調整の済んでいない方
- イ 医療費控除、社会保険料控除(年末調整未提出分)、住宅借入金特別控除など、控除の追加を行う方
- ウ 給与収入の合計が2,000万円を超えている方
- エ 年末調整済の給与以外の所得が20万円以上ある方 など

#### ②事業(営業・農業)所得や不動産所得のある方

所得税が発生する方は、所得税の確定申告が必要です。

#### ③申告する方全員

申告者ご本人や扶養親族の方などの  
マイナンバーの記載



申告者ご本人の本人確認書類  
の提示 又は 写しの添付

が必要です。添付の場合は  
台紙をご活用ください。

### 提出先・問い合わせ先

〒811-3492(住所記載不要)  
宗像市役所 税務課 市民税係 電話番号:0940-36-7350

書き方は  
次ページ



## 2. 申告書の書き方

《 表面 》

太枠内に必要事項を記入し、必要な証明書等の添付資料を同封すれば、郵送申告ができます。提出された添付資料に基づき職員が補完します。記入漏れがないようご注意ください。

この申告書は、令和6年中（令和6年1月1日～同年12月31日）の収入等を記載していただくものです

令和 7 年度 市民税県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 申告書

A	現住所	宗像市
	1月1日現在の住所	
提出年月日	フリガナ	
年 月 日	氏名	
年 月 日	生年月日	世帯主の氏名
		続柄

行政区番号  
世帯番号  
宛名番号  
業種又は職業  
電話番号  
個人番号

職員記入欄：( )コ投 ( )103投 ( )10窓 ( )干投 ( )対相

提出日・住所・氏名・生年月日、電話番号等必要事項をご記入ください。

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
15 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
16 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
17~19	寡婦控除	死別	ひとり親控除	勤労学生控除
20 障害者控除	フリガナ氏名	障害の程度	フリガナ氏名	障害の程度
21~22 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者	生年月日	配偶者の合計所得金額	
23 扶養控除	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
24 基礎控除	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
25 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	損害金額
27 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額	

1 収入金額等	事業等	ア
	農業	イ
	不動産	ウ
	利子	エ
	配当	オ
	給与	カ
	公的年金等	キ
	業務	ク
	その他	ケ
	短期	コ
	長期	サ
	一時	シ
2 所得金額	事業等	①
	農業	②
	不動産	③
	利子	④
	配当	⑤
	給与	⑥
	公的年金等	⑦
	業務	⑧
	その他	⑨
	合計	⑩
	総合譲渡・一時	⑪
	合計	⑫
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13
	生命保険料控除	15
	地震保険料控除	16
	寡婦、ひとり親控除	17~19
	勤労学生、障害者控除	20~21
	配偶者(特別)控除	22
	扶養控除	23
	基礎控除	24
	⑬から⑳までの計	25
	雑損控除	26
	医療費控除	27
	合計	28

ア、イ、ウに該当する収入がある方は、収支内訳書を作成してください。

所得金額の計算方法は4~5ページに記載

所得控除・明細の計算方法は6~7ページに記載

医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書」を必ず作成してください。作成されない場合、控除金額の確認ができないため、控除が受けられません。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

5 給与所得および公的年金等にかかる所得以外の(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法

- 給与から差し引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

控えが必要な方はチェックをつけてください。

「申告書の控え」送付を希望する

収入がなかった方、非課税所得があった方は5ページを参照しご記入ください。



### 3. 所得金額の計算（令和6年1月1日から令和6年12月31日(令和6年中)の期間に得た金額）

所得の種類	所得の計算方法・記入上の注意	申告書記入欄	
		表	裏
<b>①営業等所得</b> ・卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業などの営業 ・医師、弁護士、作家、外交員、大工などの自由業 ・漁業などの事業	所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者給与 収入金額・・・令和6年中に収入を得ることが確定した金額(売掛金、現物収入、雑収入を含む) 必要経費・・・令和6年中に収入を得るために要した費用(売上原価、給料賃金、減価償却費、事業用資産の地代・家賃、修繕費など)で生活費は含みません。 専従者控除・・・事業専従者(生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、令和6年中に6ヶ月を超える期間、事業にもつぱら従事している方)1人につき、次のAとBのいずれか少ない方の金額を必要経費とすることができます。 A・・・50万円(配偶者の場合は86万円) B・・・事業に係る所得の金額÷(事業専従者の数+1) 注意点*事業専従者とされた方は、扶養控除や配偶者控除の対象となりません。 *専従者控除を受ける場合は、申告書裏面11の欄に必要事項を記入してください。	ア①	7、11、収支内訳書
<b>②農業所得</b> 農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育など	所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者給与 収入金額・・・令和6年中に収入を得ることが確定した金額(家事消費分を含む) 必要経費・・・令和6年中に収入を得るために要した費用(種苗費、農業衛生費など)で生活費は含みません。 専従者控除・・・営業等所得の項を参照	イ②	
<b>③不動産所得</b> 地代、家賃など	所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者給与 収入金額・・・令和6年中に収入を得ることが確定した金額(未収家賃などを含む) 必要経費・・・令和6年中に収入を得るために要した費用(損害保険料、減価償却費、修繕費など)で生活費は含みません。 専従者控除・・・営業等所得の項を参照	ウ③	
<b>④利子所得</b> 公社債や預貯金の利子など	非課税制度の適用を受けるものや、普通預金等の利子など、源泉徴収されているものは申告の必要はありません。	エ④	
<b>⑤配当所得</b> 株式または出資の配当など	一般株式や上場株式等の大口株主分(発行済株式数の3%以上を保有するもの)は申告が必要ですが、それ以外の上場株式等の配当等については申告は不要です。ただし、申告をすることによって特別徴収税額の控除や還付を受けることもできます。 ※申告された場合は、合計所得に算入されるため、扶養控除の適用や、国民健康保険料等の算定に影響する場合がありますのでご注意ください。 ※令和6年度より、所得税と市県民税で異なる課税方法を選択することができなくなりました。	オ⑤	8
<b>⑥給与所得</b> 給与又は専従者給与	収入金額・・・令和6年中に収入を得ることが確定した金額(手取り額ではなく、所得税や社会保険料などが引かれる前の金額) 所得金額・・・次項《給与所得の計算について》を参照	カ⑥	6
<b>⑦公的年金等に係る雑所得</b> 公的年金(厚生年金、国民年金、各共済組合の年金)や恩給など	収入金額・・・所得税及び介護保険料など各種保険料が引かれる前の金額 所得金額・・・次項《公的年金等に係る雑所得の計算について》を参照 ※遺族年金や障害者年金などは、非課税所得となります。	キ⑦	
<b>⑧業務に係る雑所得、 ⑨その他の雑所得</b> 生命保険契約に基づく年金、他のいづれにも該当しない所得	所得金額 = 総収入金額 - 必要経費 ※令和3年度より家内労働者等(外交員、集金人、電力量計の検針人など)の所得計算の特例について必要経費に算入する金額の最大は55万円となります。 ※業務に係る雑所得とは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。(シェアリングエコノミーに係る所得など)	業務 ク⑧ 他雑 ケ⑨	9
<b>⑩一時所得</b> 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、競馬や競輪の払戻金	所得金額 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除) × 1/2 ※特別控除額は50万円が限度です。ただし、収入金額-必要経費が50万円未満の場合はその金額が上限となります。	シ⑩	10

申告書の表面「①」～「⑩」の金額を合計し、「⑪」に記載してください。

## 給与所得(⑥欄)の計算について

給与の収入金額(力) 合計 円

給与の収入金額(力)	給与所得の金額(⑥)
～ 550,999円	0 円
551,000 ～ 1,618,999円	(力) - 550,000 円
1,619,000 ～ 1,619,999円	1,069,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999円	1,070,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999円	1,072,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999円	1,074,000 円

給与の収入金額(力)	給与所得の金額(⑥)
1,628,000 ～ 1,799,999円	$((力) \div 4)^{\ast} \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 ～ 3,599,999円	$((力) \div 4)^{\ast} \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 ～ 6,599,999円	$((力) \div 4)^{\ast} \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 ～ 8,499,999円	(力) $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円 ～	(力) - 1,950,000 円

※((力)÷4)は、千円未満の端数を切り捨てて計算します。

【例】「給与の収入金額(力) = 1,920,500円」の場合

①  $1,920,500 \div 4 = 480,125 \Rightarrow 480,000$  (千円未満の端数を切捨て)

②  $480,000 \times 2.8 - 80,000 = 1,264,000$  円  $\Rightarrow$  「給与所得」の金額は、1,264,000円となります。

●所得金額調整控除…次のイ、ロに該当する場合は所得金額調整控除が適用されます。

上記の表の「給与所得の金額」から所得金額調整控除を引いた額を⑥に記入してください。

イ、給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合

(1)特別障害者に該当 (2)特別障害者である同一生計配偶者または※1の親族を有する (3)22歳以下の※1の親族を有する

◆所得金額調整控除額 = (給与収入 - 850万円)  $\times 0.1$

※1、「前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族」です。扶養親族以外で、(2)または(3)に該当する場合

申告書裏面「15所得金額調整控除に関する事項」も記入してください。

ロ、給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合

◆所得金額調整控除額 = (給与所得(10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)) - 10万円

※イにも該当する場合、イの控除後の金額から控除します。

## 公的年金等に係る雑所得(⑦欄)の計算について

公的年金等の収入金額(キ) 合計 円

●昭和35年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)の計算

※小数点以下切捨て

公的年金等の収入金額(キ)	公的年金等に係る雑所得以外の合計金額 ⑦欄		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999円	(キ) - 1,100,000 円	(キ) - 1,000,000 円	(キ) - 900,000 円
3,300,000 ～ 4,099,999円	(キ) $\times 0.75 - 275,000$ 円	(キ) $\times 0.75 - 175,000$ 円	(キ) $\times 0.75 - 75,000$ 円
4,100,000 ～ 7,699,999円	(キ) $\times 0.85 - 685,000$ 円	(キ) $\times 0.85 - 585,000$ 円	(キ) $\times 0.85 - 485,000$ 円
7,700,000 ～ 9,999,999円	(キ) $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	(キ) $\times 0.95 - 1,355,000$ 円	(キ) $\times 0.95 - 1,255,000$ 円
10,000,000円 ～	(キ) - 1,955,000 円	(キ) - 1,855,000 円	(キ) - 1,755,000 円

●昭和35年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)の計算

※小数点以下切捨て

公的年金等の収入金額(キ)	公的年金等に係る雑所得以外の合計金額 ⑦欄		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999円	(キ) - 600,000 円	(キ) - 500,000 円	(キ) - 400,000 円
1,300,000 ～ 4,099,999円	(キ) $\times 0.75 - 275,000$ 円	(キ) $\times 0.75 - 175,000$ 円	(キ) $\times 0.75 - 75,000$ 円
4,100,000 ～ 7,699,999円	(キ) $\times 0.85 - 685,000$ 円	(キ) $\times 0.85 - 585,000$ 円	(キ) $\times 0.85 - 485,000$ 円
7,700,000 ～ 9,999,999円	(キ) $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	(キ) $\times 0.95 - 1,355,000$ 円	(キ) $\times 0.95 - 1,255,000$ 円
10,000,000円 ～	(キ) - 1,955,000 円	(キ) - 1,855,000 円	(キ) - 1,755,000 円

【例】「昭和35年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)で公的年金等の収入金額(A) = 3,456,789円」の場合  
(その他の収入が無い場合)

$3,456,789 \times 0.75 - 275,000 = 2,317,591.75 \Rightarrow 2,317,591$  (小数点以下切捨て)

$\Rightarrow$  「公的年金等に係る雑所得」の金額は、2,317,591円となります。

## 令和6年中に収入がなかった方、非課税所得があった方

申告書表面の下部に、生活費をどのように入手していたかを記入してください。

記載例

●どなたかの扶養に入っていた場合

扶養主(生活費を支援してくれていた親族や仕送り主)の住所、氏名を記入してください。

例:扶養主 宗像太郎 住所:宗像市東郷1丁目1番1号

●貯金または、非課税所得(遺族年金・障害年金等)を受給されていた方は、該当の箇所に☑を記入してください。

●上記に該当しないその他の場合は生活費等の入手方法を具体的に「その他」に記入してください。

# 4. 所得控除

※文中に出てくる「総所得金額等」や「合計所得金額」は申告書表面「⑫合計」を用いてください。(分離課税等に係る所得金額がある場合を除く)

控除の種類	控除を受けられる要件等	申告書記入欄																														
雑損控除	<p>要件…災害、盗難などで損失を受けた場合など 控除額…次のうちいずれか多い方の金額 ①(損失金額-保険金等による補てん金額)-{(総所得金額等の合計額)×0.1} ②災害関連支出の金額-50,000円</p> <p>必要書類等 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書、被災証明書 ※災害関連支出とは、損失金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのために支出した金額です。所得税の確定申告では災害減税法による所得税の減免と雑損控除の有利な方を選択できます。</p>	26																														
医療費控除	<p>●医療費控除 【2,000,000円が限度】 要件…あなたや、生計を一にする家族の医療費の負担が多額になった場合 控除額…(ア-イ)-(ウ、またはエ)の少ない方 ア:医療費の支払額、イ:保険金等による補てん金額、ウ:10万円、エ:総所得金額等×5%</p> <p>●(特例)セルフメディケーション税制 【88,000円が限度】 要件…健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取り組みをしている納税者が、特定成分を含んだスイッチOTC医薬品を購入する場合 控除額…スイッチOTC医薬品の購入対価-保険金で補てんされる金額-12,000円 ※セルフメディケーション税制を申告する際は、申告書表面の「医療費控除」の区分欄に「1」を記載してください</p>	27																														
※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制になります	<p>必要書類等 ●医療費控除 ・医療費控除の明細書、医療費通知(「医療費のお知らせ(健康保険組合等が発行)」など)</p> <p>●セルフメディケーション税制 ・セルフメディケーション税制の明細書</p> <p>※医療費控除は「医療費の払い戻し」の制度ではありませんのでご注意ください。 ※令和3年度申告より、明細書の添付が必須となります。領収書の添付・提示では申告できませんのでご注意ください。</p>																															
社会保険料控除	<p>要件…あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などで、あなたが支払った場合 控除額…支払った社会保険料の金額</p> <p>必要書類等 納付証明書、口座振替済通知書、各保険料(税)の領収書、国民年金の支払額証明書等 ※配偶者の年金から源泉徴収された社会保険料をあなたの控除として申告することはできません。</p>	13																														
小規模企業共済等掛金控除	<p>要件…小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金を支払った場合</p> <p>必要書類等 支払った掛金の領収書等</p>	14																														
生命保険料控除	<p>(1)新契約(平成24年1月1日以降契約分) ※一般分・個人年金分・介護医療分それぞれで計算</p> <table border="1"> <tr> <th>新契約</th> <th>保険料支払額合計(X)</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>0 ~ 12,000</td> <td>(X)の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,001 ~ 32,000</td> <td>(X) × 0.5 + 6,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001 ~ 56,000</td> <td>(X) × 0.25 + 14,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001 ~ (単位:円)最高額</td> <td>28,000</td> </tr> </table> <p>(2)旧契約(平成23年12月31日以前契約分) ※一般分・個人年金分それぞれで計算</p> <table border="1"> <tr> <th>旧契約</th> <th>保険料支払額合計(Y)</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>0 ~ 15,000</td> <td>(Y)の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001 ~ 40,000</td> <td>(Y) × 0.5 + 7,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001 ~ 70,000</td> <td>(Y) × 0.25 + 17,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001 ~ (単位:円)最高額</td> <td>35,000</td> </tr> </table> <p>(3)新契約と旧契約がある場合は、一般分・個人年金分それぞれについて、次のア~ウのいずれか有利な方を選択してください。 ア. 新契約のみ適用:(1)で計算 イ. 旧契約のみ適用:(2)で計算 ウ. 両契約ともに適用:(1)の新契約の控除額と、(2)の旧契約の控除額の合計【28,000円が限度】 (4)控除額は、(1)~(3)による各控除額の合計【70,000円が限度】</p> <p>必要書類等 生命保険料控除証明書</p>	新契約	保険料支払額合計(X)	生命保険料控除額		0 ~ 12,000	(X)の金額		12,001 ~ 32,000	(X) × 0.5 + 6,000		32,001 ~ 56,000	(X) × 0.25 + 14,000		56,001 ~ (単位:円)最高額	28,000	旧契約	保険料支払額合計(Y)	生命保険料控除額		0 ~ 15,000	(Y)の金額		15,001 ~ 40,000	(Y) × 0.5 + 7,500		40,001 ~ 70,000	(Y) × 0.25 + 17,500		70,001 ~ (単位:円)最高額	35,000	15
新契約	保険料支払額合計(X)	生命保険料控除額																														
	0 ~ 12,000	(X)の金額																														
	12,001 ~ 32,000	(X) × 0.5 + 6,000																														
	32,001 ~ 56,000	(X) × 0.25 + 14,000																														
	56,001 ~ (単位:円)最高額	28,000																														
旧契約	保険料支払額合計(Y)	生命保険料控除額																														
	0 ~ 15,000	(Y)の金額																														
	15,001 ~ 40,000	(Y) × 0.5 + 7,500																														
	40,001 ~ 70,000	(Y) × 0.25 + 17,500																														
	70,001 ~ (単位:円)最高額	35,000																														
地震保険料控除	<p>(1)地震保険契約</p> <table border="1"> <tr> <th>地震</th> <th>保険料支払額合計(A)</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>0 ~ 50,000</td> <td>(A) × 0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,001 ~ (単位:円)最高額</td> <td>25,000</td> </tr> </table> <p>(2)旧長期損害保険契約</p> <table border="1"> <tr> <th>旧長期</th> <th>保険料支払額合計(B)</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>0 ~ 5,000</td> <td>(B)の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,001 ~ 15,000</td> <td>(B) × 0.5 + 2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001 ~ (単位:円)最高額</td> <td>10,000</td> </tr> </table> <p>※1つの契約で地震保険と旧長期損害保険に該当する場合は、いずれか一方のみを選択してください。 (3)控除額は、(1)、(2)による各控除額の合計【25,000円が限度】</p> <p>必要書類等 地震保険料控除証明書</p>	地震	保険料支払額合計(A)	地震保険料控除額		0 ~ 50,000	(A) × 0.5		50,001 ~ (単位:円)最高額	25,000	旧長期	保険料支払額合計(B)	地震保険料控除額		0 ~ 5,000	(B)の金額		5,001 ~ 15,000	(B) × 0.5 + 2,500		15,001 ~ (単位:円)最高額	10,000	16									
地震	保険料支払額合計(A)	地震保険料控除額																														
	0 ~ 50,000	(A) × 0.5																														
	50,001 ~ (単位:円)最高額	25,000																														
旧長期	保険料支払額合計(B)	地震保険料控除額																														
	0 ~ 5,000	(B)の金額																														
	5,001 ~ 15,000	(B) × 0.5 + 2,500																														
	15,001 ~ (単位:円)最高額	10,000																														
寄附金控除(税額控除)	<p>要件…特定の団体等に一定以上の金額を寄附した場合 ※市民税県民税申告で寄附金控除を申告される方は、別途お問い合わせください。 また、該当がある場合は申告書裏面「14寄附金に関する事項」に記載してください。</p>	裏面 14																														

# 所得控除

※人的控除の差は、所得税と市民税県民税の人的控除の差額による負担を調整するための「人的控除の差の調整控除」で使用します(8ページ参照)なお差額の一部は税制改正前のものを引継ぐことになりました。そのため単純な差額とは異なるものがあります。

控除の種類	控除を受けられる要件等		所得税 (※参考)	住民税	人的控除 の差額	記入欄			
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係に認められる者がいないこと(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載されていないこと)	死別 離別かつ扶養親族を有する者(生計を一にする子を除く)	27万円	26万円	1万円	⑰			
ひとり親控除		「他の者の扶養となっていない生計を一にする子(総所得金額+退職所得金額+山林所得金額の合計額が48万円以下であること)」を有するもの	35万円	30万円	(母)5万円 (父)1万円	⑱			
勤労学生控除	自己の勤労による所得を有する方のうち、合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の学生		27万円	26万円	1万円	⑲			
	必要書類等	学生証等、あなたが在学中であることを証明できるもの							
障害者控除  あなたや扶養親族に障害等がある場合	普通障害者	身体障害者手帳3級以下、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級以下、 <b>65歳以上で、普通障害者に準ずると市町村長に認定された方</b>	27万円	26万円	1万円	⑳			
	特別障害者	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、 <b>65歳以上で、特別障害者に準ずると市町村長に認定された方</b>	40万円	30万円	10万円				
	同居特別障害者	上記の特別障害者がある方が、納税者又は納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している場合	75万円	53万円	22万円				
	必要書類等	障害の程度がわかる手帳、障害者控除対象者認定書							
配偶者控除  前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする同一生計配偶者を有する場合	申告者(本人)の合計所得金額		900万円以下						
			900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下		1,000万円超		
	一般の控除対象配偶者	33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円	0円	
老人控除対象配偶者 S30.1.1以前生(70以上)の者	38万円	10万円	26万円	6万円	13万円	3万円	0円		
配偶者特別控除  配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額に応じて控除額が変わります。  ※配偶者控除との重複はできません	配偶者の合計所得金額		申告者(本人)の合計所得金額						
			900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下		1,000万円超
	48万円超～50万円未満	33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円	0円	㉑ ㉒
	50以上～55万円未満	33万円	3万円	22万円	2万円	11万円	1万円	0円	
	55以上～100万円以下	33万円		22万円		11万円		0円	
	100超～105万円以下	31万円		21万円		11万円		0円	
	105超～110万円以下	26万円		18万円		9万円		0円	
	110超～115万円以下	21万円		14万円		7万円		0円	
	115超～120万円以下	16万円		11万円		6万円		0円	
	120超～125万円以下	11万円		8万円		4万円		0円	
	125超～130万円以下	6万円		4万円		2万円		0円	
	130超～133万円以下	3万円		2万円		1万円		0円	
	133万円超～	0円		0円		0円		0円	
必要書類等	配偶者の所得が48万円を超え133万円以下であることが確認できるもの								
扶養控除  前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族を有する場合	年少扶養親族	H21.1.2以降生[16歳未満]の人		0万円	0万円	0万円	㉓		
	一般の扶養親族	H18.1.2以降[19歳未満] H21.1.1以前生[16歳以上]の人		38万円	33万円	5万円			
	特定扶養親族	H14.1.2以降[23歳未満] H18.1.1以前生[19歳以上]の人		63万円	45万円	18万円			
	一般の扶養親族	S30.1.2以降[70歳未満] H14.1.1以前生[23歳以上]の人		38万円	33万円	5万円			
	老人扶養親族	同居老親等以外(S30.1.1以前生[70歳以上]の親族等)		48万円	38万円	10万円			
		同居老親等(S30.1.1以前生[70歳以上]の父母、祖父母)		58万円	45万円	13万円			
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下		48万円	43万円	5万円	㉔			
	合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下		32万円	29万円	5万円				
	合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下		16万円	15万円	5万円				
	合計所得金額が2,500万円超		0万円	0万円	0万円				

## 5. 市民税県民税・森林環境税(国税)額の計算について

市民税県民税は大きく分けて、「均等割」と「所得割」の2種類があります。森林環境税(国税)は「均等割」とあわせて賦課徴収します。ここでは、「均等割・森林環境税(国税)」と「所得割」の計算の概要を説明します。

※森林環境税(国税)は森林環境等に必要の費用を確保するため、令和6年度から新たに課税された国税です。

※文中に出てくる「総所得金額等」や「合計所得金額」は市民税県民税申告書の㊹合計を用いてください(分離課税等に係る所得金額がある場合を除く)。

### (1)均等割・森林環境税(国税)(一定以上の所得金額がある方に、均等に負担していただく税金)

●①または②に該当する場合は、均等割・森林環境税(国税)が非課税となります。

① 障害者、未成年者、寡婦(ひとり親)の該当者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合

② 前年中の合計所得金額が、次の計算式で計算した金額以下の場合

$$\text{計算式} \Rightarrow \{ 315,000\text{円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 100,000\text{円} + 189,000\text{円} \ast\}$$

※ただし、同一生計配偶者や扶養親族がない場合は、189,000円は加算されません

例:同一生計配偶者や扶養親族がなく、前年中の合計所得金額415,000円以下の方

●均等割・森林環境税(国税)の非課税規定に該当しない場合は、下記の金額が課税されます。

	市民税	県民税	森林環境税(国税)	合計
課税金額	3,000円	1,500円	1,000円	5,500円

### (2)所得割(その方の所得金額に応じて負担していただく税金)

●①または②に該当する場合は、所得割が非課税となります。

① 均等割・森林環境税(国税)が非課税の場合

② 前年中の総所得金額等が、次の計算式で計算した金額以下の場合

$$\text{計算式} \Rightarrow \{ 350,000\text{円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 100,000\text{円} + 320,000\text{円} \ast\}$$

※ただし、同一生計配偶者や扶養親族がない場合は、320,000円は加算されません

●所得割の非課税規定に該当しない場合は、次により計算します。

		市民税	県民税
課税される所得金額 「㊹」-「㊸」 (千円未満切捨て)		A	
A × 税率 ( $B = A \times 0.06$ ) ( $C = A \times 0.04$ ) (端数切捨てしない)		B	C
調整 控除 の 計 算	Aが200万円 以下の場合	次のいずれか小さい額の5% ・人的控除の差の合計額 ・Aの金額	
	Aが200万円 超の場合	{人的控除の差の合計額-(Aの金額-200万円)}×5% ※この額が2,500円未満の場合は2,500円	
	調整控除	D(上記で算出した調整控除の額)	
調整控除の内訳 ( $E = D \div 5 \times 3$ ) ( $F = D \div 5 \times 2$ )		E	F
所得割額 ( $G = B - E$ ) ( $H = C - F$ ) (百円未満切捨て)		G	H
所得割額 ( $I = G + H$ )		I	

※Aに対する所得割の税率

市民税=6% 県民税=4%

※分離課税に係る所得等については、税率が異なります。

(ここでは省略しています)

※左記の計算結果は、税額控除(配当控除・寄附金控除、住宅ローン控除)などを省略していますので、目安とと考えてください。

※非課税の基準等については、改正となる場合があります。

※調整控除は、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外です。

### (3)市民税県民税(住民税)・森林環境税(国税)額

【市民税県民税(住民税)・森林環境税(国税)額】 = 【(1)の均等割・森林環境税(国税)額】 + 【(2)で算出した所得割額】